

デジタルアーカイブジャパン実務者検討委員会

デジタルアーカイブの 権利表記に関する論点

2018年11月20日

生貝直人 博士（社会情報学）

東洋大学経済学部総合政策学科 准教授



本プレゼンテーション中、報告者自身に帰属する著作権および関連する一切の権利は、[クリエイティブ・コモンズ「表示」4.0日本ライセンス](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/ja/)の条件に従った利用を許諾します。

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会 「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」（平成29年4月）

データを共有するに当たって（3章）～アーカイブ機関とつなぎ役が行うこと

(1)公開ポリシーの考え方

- ・ 自らが作成・保有するデータに関し、著作権等に配慮した上で、公開範囲と二次利用条件を決定する。

(2)二次利用条件の表示方法

- ・ 利用条件の検討においては、権利の状態を確認し、第三者の権利が含まれる場合は許諾を得る必要がある。
- ・ 世界的主流となっている、クリエイティブ・コモンズCC0、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC BY、CC BY-SA等）、パブリック・ドメイン・マーク（PDM）などを利用して利用条件を明示する。
- ・ 自由利用以外の場合は、データを利用するための手順をメタデータや提供ページ等で明示的に示す。

(3)望ましい利用条件（オープン化の推進）

- ・ 活用が最大限行われるよう、可能な限りオープン化（自由な二次利用を可能に）することが望まれる。特にメタデータは、国際的な流通・活用の観点から、CC0の採用が望ましい。
- ・ 著作権保護期間が満了しているなど著作権による制限がないものは、PDMなどを用いて自由な利用が可能であることを明示することがよい。
- ・ 公的機関のもの又は公的助成により生成されたデータの利用条件は、以下のとおりとすることが求められる。

データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル/プレビュー	CC0、CC BY、（PDM）
デジタルコンテンツ	CC0、CC BY、（PDM）

CC0とは…著作権法上認められる、その者が持つ全ての権利を放棄して、パブリック・ドメインに提供すること

CC BYとは…原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス

(4)利用条件表示の検討に当たっての留意点

- ・ 著作権のほか、肖像権、プライバシー権等の諸権利にも留意が必要である。

(5)データ共有の方法

- ・ メタデータの共有のため、①OAI-PMH（ハーベスト用API）、②Linked Dataに加えて、③その他API（SPARQL、検索用API）による連携の仕組みが備わっていることが望ましい。これらの用意が無理な場合は、表形式のデータをウェブ上の安定したところに置く方法でも連携できる。
- ・ サムネイル/プレビューは、そのURLがメタデータ項目の一部としてメタデータとセットで提供されるとよい。
- ・ デジタルコンテンツは、相互運用性を確保し、異なるシステム間においても一緒に利用できる仕組みが用意できるとよい（画像の場合はIIIFに対応する等）。

CCライセンス、そして CC0とPDM(Public Domain Mark)



【CC0 Public Domain Dedication】

当該作品に関わる著作権等の権利を、
法令上認められる最大限の範囲で放棄し、
誰もが自由に利用可能なパブリック・
ドメインに供することを宣言する



その人が持つ全ての権利を放棄
(法令上放棄不可の場合は不行使を約束)



【Public Domain Mark (PDM)】

主に文化施設等、権利者ではない者が作品を公
開する際、当該作品が知りうる限りいかなる著
作権の保護対象になっていない、
パブリック・ドメイン作品であることを示す

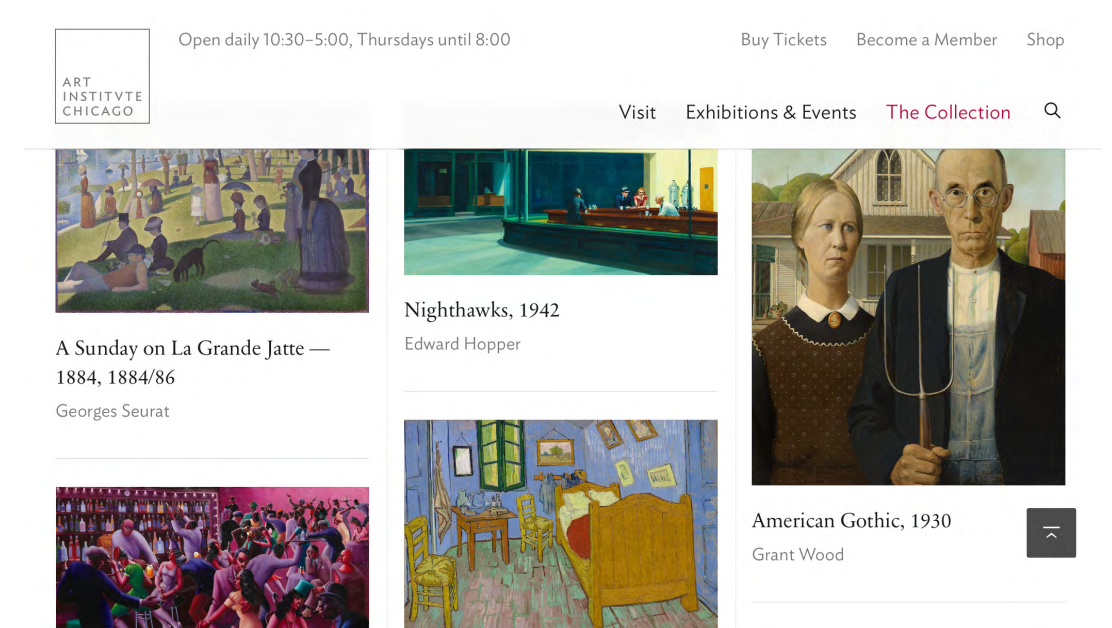


PDMに特に法律的な効果は無い

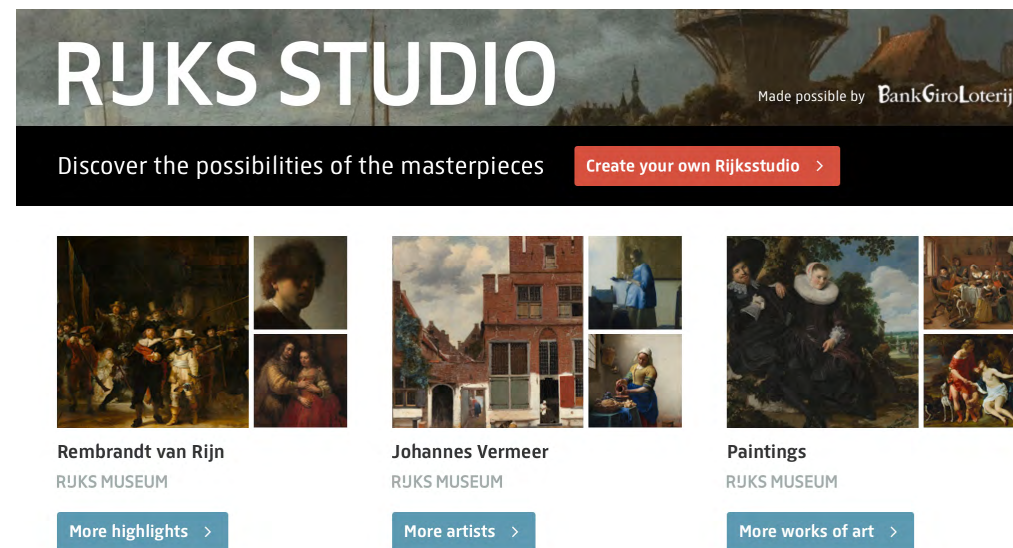
デジタルアーカイブへのCC0適用



Metropolitan Museum



Chicago Museum



Rijksmuseum Amsterdam

[Creative Commons](#) > [Blog](#) > [Weblog](#) > For Faithful Digital Reproductions of Public Domain Works Use CC0

For Faithful Digital Reproductions of Public Domain Works Use CC0



Jane Park
January 23, 2015

Recent Posts

- ▶ [EU's proposed link tax would \[still\] harm Creative Commons licensors](#)
- ▶ [CC Working with Flickr to Protect the Commons](#)
- ▶ [Congratulations to the Graduates of our July 2018 Certificate Courses!](#)

- クリエイティブ・コモンズは、「パブリック・ドメイン・イメージの正確な写真の複製は、創作性を欠くため米国では著作権で保護されない」という連邦地方裁判所の *Bridgeman Art Library v. Corel Corp.* 判決に従い、パブリック・ドメイン作品の忠実な複製はパブリック・ドメインであることを長い間支持してきました。この判決は拘束力のある先例ではありませんが、法的裁定として米国その他の地域で非常に影響力があります。その実際の適用可能性はあまり知られていません。このため、可能な場合には、文化遺産のパブリック・ドメイン作品へのアクセスを提供している機関は、創作性の要素に疑いの生じうるデジタル複製について、CC0を使用することを推奨します。
- クリエイティブ・コモンズは現在、2つのパブリック・ドメイン・ツールであるCC0とPDMを提供しています。それらは互いに混同される可能性があります、非常に異なるツールです。CCライセンスと同様に、CC0は、ツールの法的コード層と呼ばれる法的文書に基づいて、法的に有効なツールです。これは法的に有効であるため、著作権保有者は、著作物や著作権を放棄し、著作物を効果的にパブリック・ドメインに置くことができます (...)。一方、PDMは、法的に有効なツールではなく、著作権の保護期間が切れていることを示すための、または世界中でパブリック・ドメインにあることを示すための標準ラベルです (...)。
- 我々は、複製自体が著作権の対象となることをユーザーが心配する理由があるパブリック・ドメイン作品のデジタル複製について、CC0を使用することを推奨します。これは少なくとも、その機関がデジタル複製に関して保有しうる著作権を積極的に放棄し、文化遺産へのより大きなアクセスを提供するという使命を促進していることをユーザーに対して明確に伝えます。機関の立場からは、パブリック・ドメインの作品そのものについては何も保証するものではなく、デジタル複製の創作的要素に関わるユーザーの一切の疑念を取り除くものです。

【東京地裁平成10年11月30日判決 「版画辞典」事件】

「本件写真は、原作品がどのようなものかを紹介するために版画をできるだけ忠実に再現することを目的として撮影された版画全体の写真であること、これらの対象となった版画は、おおむね平面的な作品であるが、（一部）については凹凸の部分があること、版画をできるだけ忠実に再現した写真を撮影するためには、光線の照射方法の選択と調節、フィルムやカメラの選択、露光の決定等において、技術的な配慮をすることが必要であること、が認められる。」

「ところで、本件写真のように原作品がどのようなものかを紹介するための写真において、撮影対象が平面的な作品である場合には、正面から撮影する以外に撮影位置を選択する余地がない上、右認定のような技術的な配慮も、原画をできるだけ忠実に再現するためにされるものであって、独自に何かを付け加えるというものではないから、そのような写真は、『思想又は感情を創作的に表現したもの』（著作権法二条一項一号）ということとはできない。」

「原告らは、平面的な作品を撮影する場合であっても、原画の芸術的特性を理解して、それを表現することが不可欠である旨主張し、本件写真の個々の作品について、原画の芸術的特性やそれを表現するために工夫した点について主張しており、また、証人E及び原告Aは、平面的な作品を撮影する場合であっても原画の芸術的特性を理解して、それを表現することが必要である旨供述（する）が、そのようなことがあったとしても、それは、原画をできるだけ忠実に再現するためのものであると認められ...右認定を覆すに足りるものではない。」

「また、右認定のとおり、本件写真の撮影対象には、完全に平面ではなく、凸凹があるものがあるが、...それらの凸凹はわずかなものであり、それがあることによって撮影位置を選択することができるとも認められないから、これらの完全に平面ではない作品を撮影した写真についても著作物性を認めることはできない。」

別紙 6の No.	被告サイト	別紙 7の No.	原告サイト
	製品写真		製品写真
A1		A1	
A2		A2	

B1		B1	
B2		B2	

(裁判所ホームページより)

【東京地裁平成27年1月29日判決 判時2249号86頁】

「...原告各写真は、原告製品の広告写真であり、いずれも、被写体の影がなく、背景が白であるなどの特徴がある。また、被写体の配置や構図、カメラアングルは、製品に応じて異なるが、原告写真A1、A2等については、同種製品を色が虹を想起せしめるグラデーションとなるように整然と並べるなどの工夫が凝らされているし、原告写真A9、A10、H1ないしH7、Cu1、B1、B2、PB1については、マット等をほぼ真上から撮影したもので、生地質感が看取できるよう撮影方法に工夫が凝らされている。これらの工夫により、原告各写真は、原色を多用した色彩豊かな製品を白い背景とのコントラストの中で鮮やかに浮かび上がらせる効果を生み、原告製品の広告写真としての統一感を出し、商品の特性を消費者に視覚的に伝えるものとなっている。これについては、被告自身も、「当店が撮影した画像を使用するよりは、I K E A様が撮影した画像を掲載し説明したほうが、商品の状態等がしっかりと伝わると考えております。ネットでの通信販売という性質上、お客様は画像で全てを判断いたします。当店が撮影した画像ではI K E A様ほど鮮明に綺麗に商品を撮影することができません。」（甲34、被告本人）と述べているところである。

そうであるから、原告各写真については創作性を認めることができ、いずれも著作物であると認められる。」

Museum Sues Wikimedia for Hosting Copyrighted Photos of Its Public-Domain Artworks



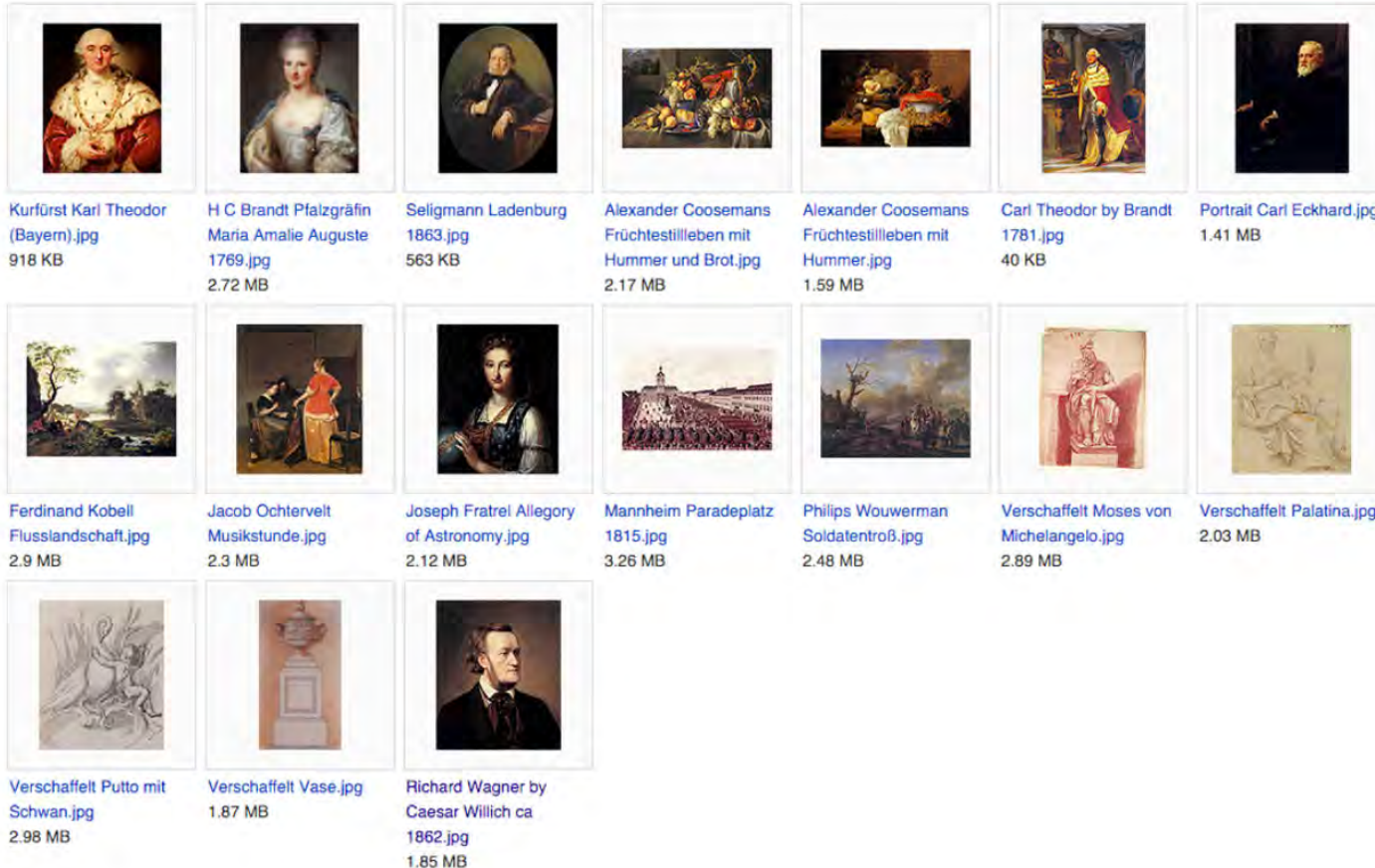
Benjamin Sutton December 8, 2015



Media in category "Images subject to Reiss Engelhorn Museum lawsuit"



The following 17 files are in this category, out of 17 total.



POPULAR

- 1 The Story of Trump's Strange Dining Room Painting
- 2 A Photographer's Moving Record of Lesbian Activism in the 1970s
- 3 A Peculiar Los Angeles Sculpture Is Brought Back to Life After Decades
- 4 Confronting Mass Extinction with Poignant, Intimate Portraits of Animals
- 5 Another Wave of Gentrification Hits the Lower East Side

CC-BY等の自由利用ライセンス

- クリエイティブ・コモンズ等の著作権ライセンスは、CC0同様、著作権者自身が自らの権利を許諾（放棄）するための手段
 - 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスやCC0を適用する対象は、本来、著作権の保護対象であるため、著作権保護期間が満了している所蔵作品のデジタル化データにそれらを適用する場合は、その所蔵作品の作者がアーカイブ機関自身であるなどの誤解を招くことがないよう、アーカイブ機関自らがそのデータに関してどのような権利を保有しているか(例えば、創作性のある写真の撮影者としての著作権を有する等)を明記することが望ましい。」
 - デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」（平成29年4月）16-17p

ご注意：

あなたは、資料の中でパブリック・ドメインに属している部分に関して、あるいはあなたの利用が著作権法上の権利制限規定にもとづく場合には、ライセンスの規定に従う必要はありません。

保証は提供されていません。ライセンスはあなたの利用に必要な全ての許諾を与えないかも知れません。例えば、パブリシティ権、肖像権、人格権などの他の諸権利はあなたがどのように資料を利用するかを制限することがあります。

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

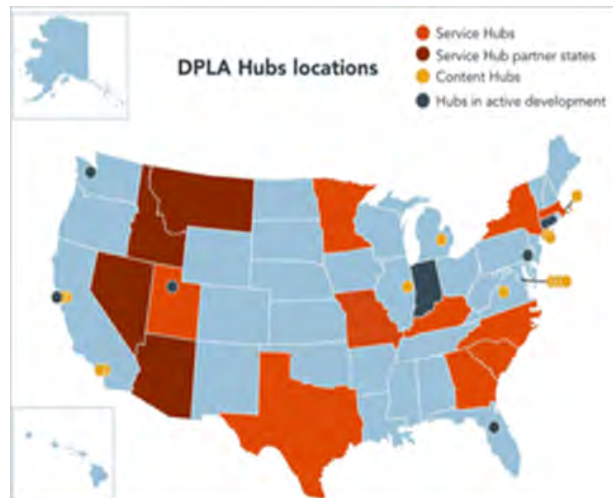
CC BYライセンス2条a項1号：例外および権利制限 誤解を避けるために記すと、例外および権利制限があなたの利用に適用される部分については、本パブリック・ライセンスは適用されず、あなたは本パブリック・ライセンスの条項に従う必要はありません。

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>

Europeanaで利用可能な権利表記

- Creative Commons CC0 1.0 Universal Public Domain Dedication (CC0)
- Public Domain Mark (PDM)
- 6種類のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス
- IN COPYRIGHT（著作権あり）
- IN COPYRIGHT - EU ORPHAN WORK（著作権あり-EU孤児著作物）
- IN COPYRIGHT - EDUCATIONAL USE PERMITTED（著作権あり-教育目的の利用可）
- NO COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE ONLY（著作権なし-非営利目的のみ利用可）
- NO COPYRIGHT - OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS（著作権なし-他の法的制限あり）
- COPYRIGHT NOT EVALUATED（著作権未評価）

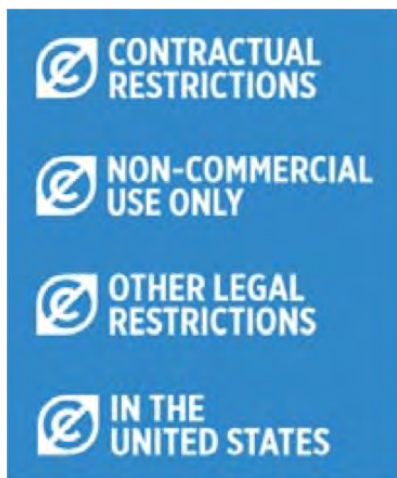
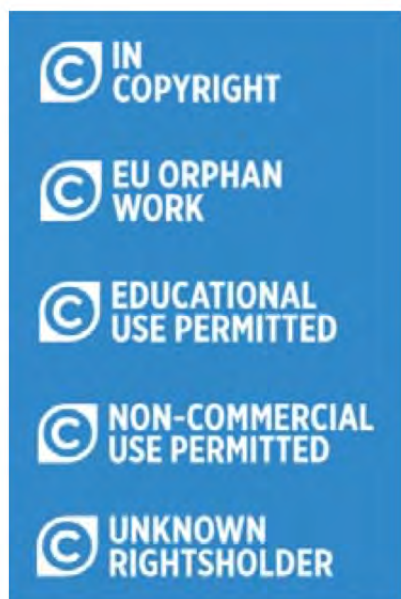
DPLA(Digital Public Library of America) : 数万種類の権利表記



<http://www.deanfarr.com/viz/rights.php>

Rightsstatements.org

- Europeana・DPLA・Creative Commonsの共同プロジェクトとして、共通のデジタルアーカイブ権利表記サマリーを策定
 - アーカイブ機関の多様な権利表記を、適切に要約・カテゴライズし、統合ポータル等に登録し、発見・理解を助ける標準表記は何か



共通のDISCLAIMER: The purpose of this statement is to help the public understand how this Item may be used. When there is a (non-standard) License or contract that governs re-use of the associated Item, this statement only summarizes the effects of some of its terms. It is not a License, and should not be used to license your Work. To license your own Work, use a License offered at <https://creativecommons.org/>

二次利用コミュニティの規範形成に向けて： 「お願い」の標準化

- Europeanaでは、パブリック・ドメインのデータ全般の利用に関して、利用者に向けた非拘束的な「パブリック・ドメイン利用ガイドライン（Public Domain Usage Guidelines）」を定める

- クレジットを表記すべき場合にはクレジットを表記する
- 創作者と提供者の名声を保護する
- オリジナル作品への敬意を表する
- 創作者への敬意を表する
- 知識を共有する
- 文化に対する意識を持つ
- パブリック・ドメインを豊かにする努力への支援を行う
- パブリックドメインのマークと通知を保存する



Collections ▾ Explore ▾ Exhibitions ▾ Blog ▾

[Return to Home](#) / [Public Domain Usage Guidelines](#)

Public Domain Usage Guidelines

Give credit where credit is due. When you use a public domain work please credit the author or creator. Please also credit the institution (such as the archive, museum or library) that provided the work, as the more you credit the institution the greater the encouragement to put more public domain works online.

Europeana 「パブリック・ドメイン利用ガイドライン」

- **クレジットを表記すべき場合には、クレジットを表記する**：パブリックドメイン作品を使用するときは、作者または創作者のクレジットを付与してください。また、その作品を提供する機関（文書館やミュージアム、図書館等）のクレジットを付与してください。あなたがより多く機関のクレジットを行うほど、パブリックドメインの作品をオンラインに提供することへの励ましは大きくなります。
- **創作者と提供者の名声を保護する**：パブリックドメイン作品を使用または変更するときは、その変更を作品の創作者や提供者に帰すべきではありません。創作者・提供者の名前またはロゴは、修正された作品またはその使用を、彼らの同意なしに、承認があったように見せるために使用されるべきではありません。
- **オリジナル作品への敬意を表する**：違法や誤解を招くような方法で作品を使用しないでください。パブリックドメイン作品を変更して再配布する場合は、オリジナル作品からの変更点を明示する必要があります。変更を行った人物を他の利用者が知ることができるように、その作品にはあなたが変更したことを示すラベルを付けるべきです。
- **創作者への敬意を表する**：創作者または創作者を代理する提供者が、パブリックドメイン作品を変更しないこと、あるいは特定の文脈でのみ使用することを求めた場合は、その願いを尊重してください。
- **知識を共有する**：パブリックドメイン作品を使用して新しい作品を生み出すとき、またはあなたが作品に関する追加情報（著作者、コンテンツ、その他の権利保有者など）を持っているときは、あなたの知識を共有してください。これには、オンラインで公開されているパブリックドメイン作品へのタグ付け、注釈付け、コメントの他、元の作品を保持する機関にこの情報を送ることが含まれます。
- **文化に対する意識を持つ**：作品に文化的に敏感な要素が含まれている場合は、他の文化や地域社会に害を及ぼすような方法でこれらを変更したり使用したりしてはなりません。
- **パブリック・ドメインを豊かにする努力へのサポートを行う**：パブリックドメイン作品の利用者は、パブリックドメインの作品を大事にし、保存し、デジタル化し、パブリックドメインの作品を利用できるようにする文化的小および科学的遺産組織の努力を支援するように求められます。この支援には、特にその作品が商業目的やその他の営利目的で使用され、その提供者が公的または非営利の機関である場合には、金銭的な寄付や現物の仕事が含まれるべきです。
- **パブリックドメインのマークと通知を保存する**：パブリックドメイン作品の利用者は、適用されたパブリックドメインマークまたは通知を削除してはいけません。また、著作権の状態について誤解を招くような情報を提供してはなりません。

この利用ガイドラインは善意に基づきます。これは法的な契約ではありません。我々はあなたがこれを尊重するようお願いしています。

いくつかの私見

- 原則はCC BY・CC0・PDMを推奨しつつ、Europeanaに合わせ、部分的にRightsstatementsを利用可能とするべきでは
 - 「著作権あり」「著作権あり-教育目的の利用可」「著作権なし-非営利目的のみ利用可」「著作権なし-他の法的制限あり」「著作権未評価」
- その上で、Europeanaに合わせた「自由な二次利用可」「制限付き二次利用可」「二次利用不可」の3区分検索
- パブリック・ドメイン作品画像はCC BYか、CC0か、PDMか
 - 三次元作品の画像：CC BYやCC0
 - 二次元だが創作性無しと断定し難い画像：CC0
 - 二次元であり明らかに創作性無し：PDMやCC0→分野ごとのガイドラインに対する期待

いくつかの私見

- 日本独自の権利表記
 - 「日本孤児著作物」は必要だろう
 - 各種権利制限での利用は「著作権あり」で対応可能
 - PDMについては、本家CCでは世界的にパブリック・ドメインの場合の利用を推奨しているが、
 - “CC does not recommend the current version of PDM for works with are in public domain in some jurisdictions but known to be restricted by copyright in others. “
 - https://wiki.creativecommons.org/wiki/PDM_FAQ
- 権利表記の対象は原則としてデジタルコンテンツの権利であることの明確化
- 創作者や文化への敬意を含めた「お願い」の重要性